

# 福祉避難所開設・運営マニュアル

(案)

平成26年7月

(令和2年1月改定)

(令和4年7月改定)

(令和6年 月改定)

福津市

## 目次

第1章	はじめに.....	1
1	本マニュアルについて.....	1
2	福祉避難所とは.....	1
3	要配慮者とは.....	1
4	対象となる人.....	2
5	開設期間.....	2
6	開設の流れ.....	2
第2章	平時における取組.....	5
第1節	市の取組.....	5
1	福祉避難所の指定.....	5
2	対象となる人の現況等の把握.....	5
3	指定福祉避難所・協定締結福祉避難所の周知.....	5
4	指定福祉避難所・協定締結福祉避難所の物資・器材、人材、移送手段の確保.....	5
5	社会福祉施設及び医療機関等との連携.....	8
6	指定福祉避難所・協定締結福祉避難所の運営体制の事前整備.....	8
7	指定福祉避難所・協定締結福祉避難所の設置・運営訓練等の実施.....	8
第2節	協定締結法人の取組.....	9
1	「福祉避難所開設準備責任者」の配置.....	9
2	福祉避難所の整備.....	9
3	職員に対する普及啓発及び訓練等の実施.....	9
第3章	災害時における取組.....	10
第1節	市の取組.....	10
1	福祉避難所対象者の把握.....	10
2	協定締結福祉避難所の開設.....	10
3	協定締結福祉避難所の設置・運営に係る費用.....	11
4	介助員等の確保.....	11
5	必要物資の確保.....	11
6	福祉避難所の統廃合及び閉所.....	11
第2節	協定締結法人の取組.....	12
1	福祉避難所の開設.....	12
2	福祉避難所の運営.....	12
3	福祉避難所における要配慮者の支援.....	13
4	福祉避難所の統廃合及び閉鎖.....	14
<資料集>	.....	21

# 第1章 はじめに

## 1 本マニュアルについて

近年、地震、豪雨などの災害では、高齢者や障がいのある人等の要配慮者に被害が集中する事例が多く見受けられます。

災害時における要配慮者の避難生活場所については、在宅、市が開設する指定避難所（以下「指定避難所」という。）、福祉避難所、緊急施設入所等が考えられますが、身体状況等の変化に応じて在宅や指定避難所から福祉避難所へ、また、介護施設等への緊急入所等を図るなど適切に対応する必要があります。

災害時、特に高齢者や障がいのある人等をはじめとする要配慮者については、一般の避難所における避難生活に支障をきたす恐れがあることから、市では、高齢者福祉施設や障がい者福祉施設等と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結して、福祉避難所の拡充及び連携に努めています。

本マニュアルは、福祉避難所開設にあたり、「協定書」を締結した高齢者福祉施設や障がい者福祉施設等（以下「協定締結法人」という。）との連携が必要不可欠であることから、令和4年7月に、主に協定締結法人の取組について改定しました。本マニュアルは、協定締結法人が円滑に開設・運営できるよう、平時における取組及び災害時における取組について、開設から閉鎖までの基本的な事項等をまとめています。

今後も実効性のあるマニュアルとなるよう、市地域防災計画等との整合を図りつつ適宜見直しを行っていきます。

## 2 福祉避難所とは

福祉避難所とは、要配慮者を滞在させることを想定した避難所であり、災害対策基本法施行令に、下記のように規定されています。

「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）

広義の福祉避難所は、市内の指定避難所に併設される指定福祉避難所のほか、協定等により福祉避難所として確保している避難所も含まれます。

## 3 要配慮者とは

福祉避難所の受入対象者として想定されているのは、法律上「要配慮者」となっています。要配慮者は、災害時において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法第8条第2項第15号）と定義されています。よって、福祉避難所の事前指定やその準備は、これらの人々を対象として備えておく必要があります。

す。「その他の特に配慮を要する者」として妊産婦、傷病者、内部障がいのある人、難病患者等が想定されます。これらの人々は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、福祉避難所を設置し、受入れ、何らかの配慮をする必要があります。

なお、医療的ケアを必要とする人<sup>\*</sup>等も「その他の特に配慮を要する者」に含まれます。ただし、本マニュアルでいう要配慮者は、市防災計画に規定されている要配慮者と異なり、狭義の意味で福祉的配慮を要する人を想定しています。

※医療的ケアを必要とする人：人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な人。

## 4 対象となる人

福祉避難所の対象者は、原則として要配慮者のうち、介護施設や病院等へ入所等に至らない程度の在宅で療養している人及びその家族、具体的には、高齢者、障がいのある人のほか妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人及びその家族となります。

福祉避難所への避難の必要性については「市避難行動要支援者名簿<sup>\*</sup>」の作成時や、一般の避難所で行う身体状況の把握時に、個々の状況を踏まえて要配慮者ごとに決定されます。

※「市避難行動要支援者名簿」

「市避難行動要支援者名簿」とは、災害対策基本法に基づき、災害が起こったときに自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々（避難行動要支援者）をあらかじめ登録しておく名簿です。災害時には登録内容（名簿情報）を活用し、地域全体で避難行動要支援者の安否確認、避難支援を行います。

## 5 開設期間

協定書では、福祉避難所の開設期間は原則として、災害発生日から7日以内としていますが、災害の状況等により市と施設で協議の上、期間を決定するものとします。

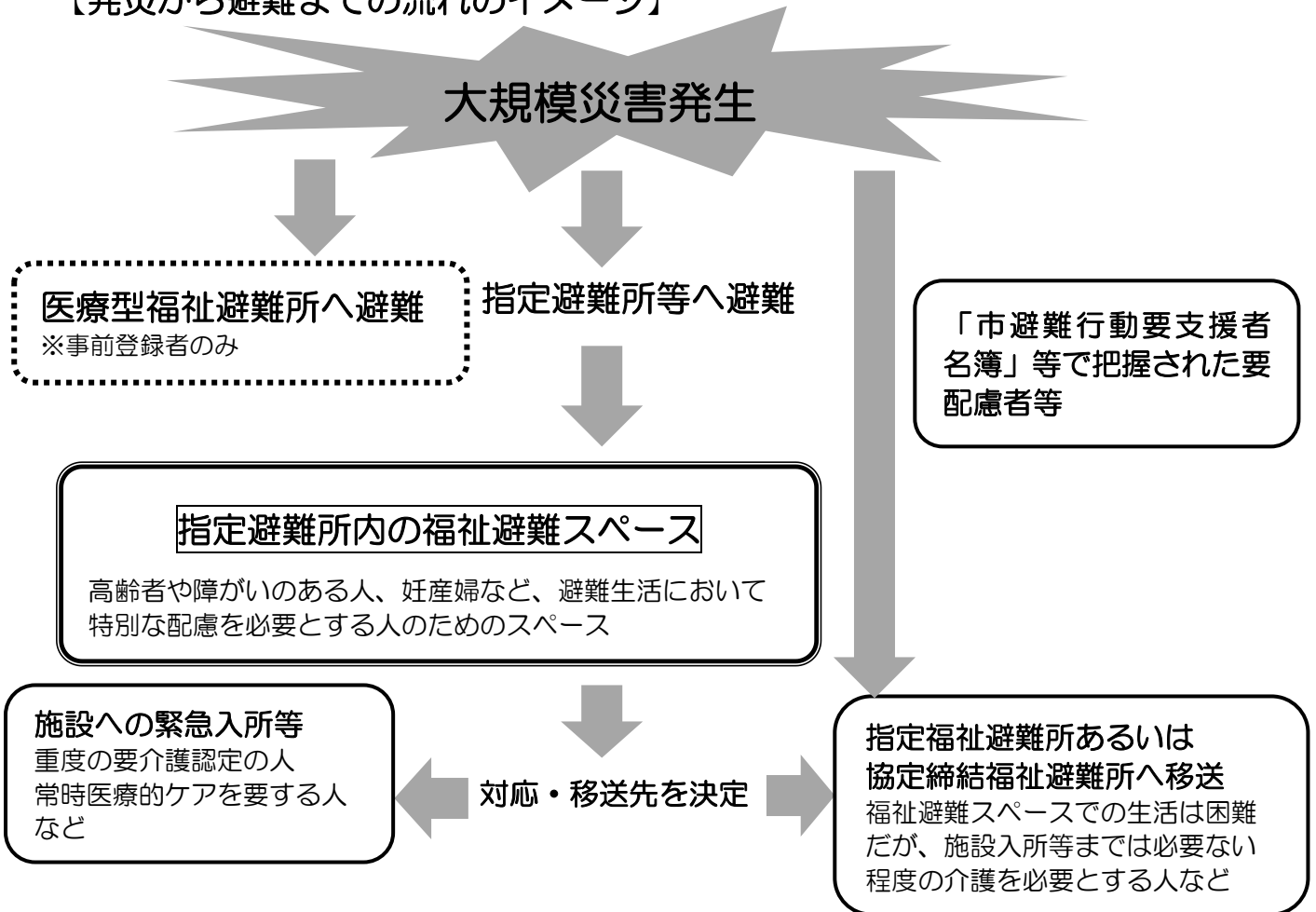
## 6 開設の流れ

- (1) 発災直後は、まず身の安全を確保するため、指定避難所に避難します。
- (2) 指定避難所において、スクリーニング等の所見に基づき、市災害対策本部が福祉避難所の受入れを調整し、福祉避難所へ移送が必要な対象者を決定します。
- (3) 福祉避難所の受入体制が整ったところで、対象者を家族等の支援により福祉避難所に移送します。移送手段がない場合は、市と協定締結法人等で調整して移送支援を行います。
- (4) 医療的ケアを必要として市に登録された人については、医療型福祉避難所に直接避

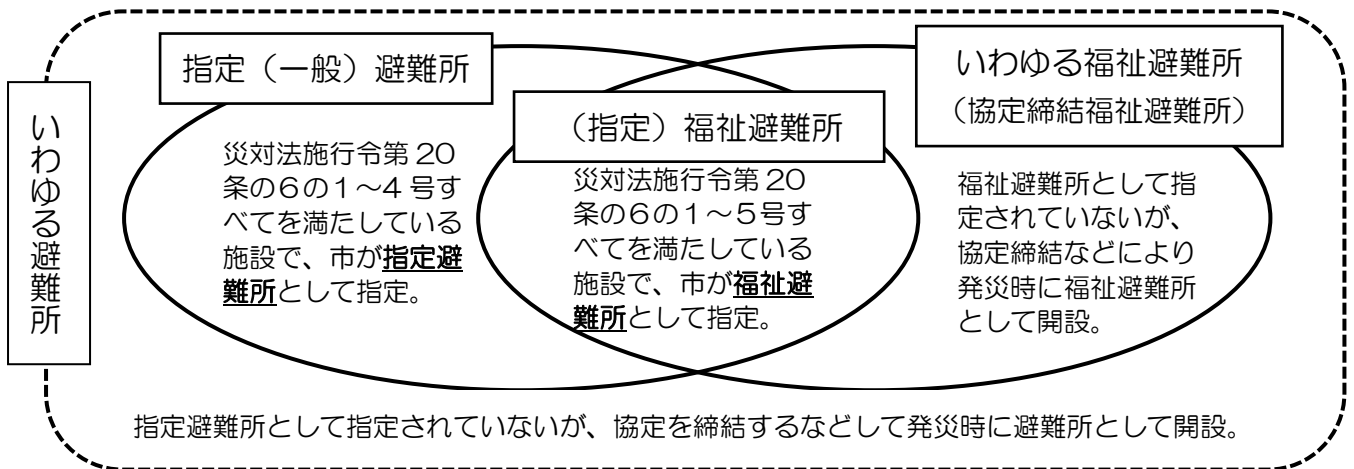
難できるものとしてします。

(5) 市が作成した「市避難行動要支援者名簿」の作成を通じて把握された要配慮者については、直接福祉避難所に避難することも考慮します。

### 【発災から避難までの流れのイメージ】



### 【避難所】 ※災害対策基本法施行令第20条・・・災対法施行令



《要配慮者ごとの配慮が必要となる特性（例）》

区 分	配慮が必要となる特性
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間にトイレに行くことで、周囲の避難者に迷惑がかかることに気兼ねして水分を摂取せず、脱水症状となる場合がある。</li> <li>・避難生活では、じっとしていることが多く、身体能力が衰えたり生活不活発病を発症する場合がある。</li> </ul>
視覚障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全盲、弱視、色覚異常などがあり、その障がいの状況が多様である。</li> <li>・生活環境が突然変わると、日常的な行動でさえも困難になるため、単独では慣れない避難所での生活は困難である。</li> </ul>
聴覚・言語障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声による情報伝達が困難である。</li> <li>・聴力喪失の時期や程度により、主たるコミュニケーション手段が多様である。</li> </ul>
肢体不自由のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車イスやウォーカー等の補装具がない場合、自力での移動が困難な人が多い。</li> <li>・自力で衣服の脱着、食事、排せつ等が困難な場合がある。</li> </ul>
内部障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外見からは障がいがあることが分からず、不便さを抱えていることが多い。</li> <li>・生活する上で医療的なケアや特殊な資機材（オストメイト（人口肛門、人口膀胱造設者）用のストーマ用装具等）が必要である。</li> </ul>
知的障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境変化に対応できず、落ち着きがなくなったりパニックを起こしたりする場合がある。</li> <li>・コミュニケーションが困難な場合があり、困っていることを伝えられない場合がある。</li> </ul>
発達障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠まわしな言い方や曖昧な表現は理解しにくい場合がある。</li> <li>・感覚刺激に過敏な場合がある。</li> </ul>
精神障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神的な動揺が激しくなる場合や、必要な訴えや相談ができなくなる場合がある。</li> <li>・継続的な服薬や医療的なケアが必要な場合が多い。</li> </ul>
認知症のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で判断し行動することや、自分の状況を説明することが困難なことが多い。</li> <li>・単独での避難生活が難しく、徘徊して思わぬ場所で無用のけが等をするおそれがある。</li> </ul>
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免疫力が弱く体力もないため、風邪などの感染症にかかりやすく脱水症状を起こしやすい。</li> <li>・泣き声が周囲の避難者の迷惑になると気兼ねをするなど、乳幼児の親にとっても大きなストレスとなる。</li> </ul>
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胎児の成長に影響を及ぼすため、栄養バランス、適度な運動や体重管理などの配慮と健康管理が必要である。</li> <li>・出産後ホルモンバランスが著しく変化するため、精神的に不安定な状態となりやすい。</li> </ul>

出典：令和4年3月改定福岡県福祉避難所設置・運営に関するマニュアル

## 第2章 平時における取組

### 第1節 市の取組

#### 1 福祉避難所の指定

災害発生時に指定避難所等での生活が困難な高齢者、障がいのある人、妊産婦等の要配慮者を受入れるため、市は災害対策基本法の基準を踏まえ、避難所としての機能を有している市内の社会福祉施設等を指定福祉避難所として指定します。

また、その他の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する場合は、市と当該施設管理者との間で協議し協定を締結します。協定を締結した法人を「協定締結法人」といい、指定した社会福祉施設等を「協定締結福祉避難所」といいます。

#### 2 対象となる人の現況等の把握

「市避難行動要支援者名簿」の作成等を通じて対象者を把握し、平時から要配慮者の現況の把握に努めるとともに、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等と情報を共有します。

#### 3 指定福祉避難所・協定締結福祉避難所の周知

災害時に要配慮者への支援をスムーズに行うため、福祉避難所に関する情報を市のホームページや広報誌等で広く住民に周知します。特に要配慮者及びその家族、自主防災組織、民生委員等に対して周知徹底に努めます。

#### 4 指定福祉避難所・協定締結福祉避難所の物資・器材、人材、移送手段の確保

##### (1) 物資・器材の確保

協定締結法人との間で必要物資の洗い出しを行うとともに、市の保有する物資等（P6、P7参照）により対応できるかどうか確認しておきます。

##### (2) 人材の確保

福祉避難所利用対象者の避難生活を支援するために必要となる、専門的な人材（保健師、看護師、薬剤師、介護福祉士、ヘルパー、ケアマネジャー等）の確保に関して、市社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員、障がいのある人や高齢者の支援団体等と支援を得られるよう連携に努めます。

##### (3) 移送手段の確保

指定避難所から福祉避難所への移送は、原則として福祉避難所利用対象者の家族又は支援者が行うこととします。

なお、福祉避難所利用対象者の状態等に応じて、協定締結法人所有の福祉車両等を手配するなど、適切な移送手段を確保します。

《避難所に必要な物資・器材》

市保有済 (○)	物資・器材名	主な対象者
○	紙おむつ	乳幼児、高齢者
○	生理用品	妊産婦
○	ベッド	乳幼児、妊産婦、高齢者、肢体不自由のある人、内部障害のある人
○	間仕切り	乳幼児、妊産婦、高齢者、肢体不自由のある人、発達障がいのある人、精神障がいのある人、知的障がいのある人、認知症のある人
○	車いす	高齢者、肢体不自由のある人
○	歩行器・歩行介助杖	高齢者、肢体不自由のある人
	簡易スロープ	高齢者、肢体不自由のある人、視覚障害のある人
○	様式トイレ（ポータブルタイプ含）	高齢者、肢体不自由のある人
○	老眼鏡・拡大鏡	高齢者、視覚障がいのある人
	点字器	視覚障がいのある人
	補聴器	聴覚障がいのある人
○	筆談具（メモ用紙、筆記具）	聴覚・言語障がいのある人
○	掲示板、ホワイトボード	聴覚・言語障がいのある人
○	消毒薬	乳児・内部障がいのある人
	ストーマ用装具	内部障害のある人
	気管孔エプロン	内部障害のある人

「令和4年3月改定福岡県福祉避難所設置・運営に関するマニュアル」P25 を参考に作成



《避難所における衛生対策物品》

市保有済 (○)	物 資
○	マスク
○	アルコール手指消毒液
○	体温計
○	非接触型体温計
○	除菌用アルコールティッシュ
○	タオル（ただし1回使用ごとに廃棄）
○	ペーパータオル
○	新聞紙（吐物処理用）
○	ハンドソープ
○	清掃用の家庭用洗剤
○	次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水（モノに対する消毒・除菌用）
○	フェイスシールド
○	カッパ
○	使い捨て手袋（ビニール手袋も可）
○	ラップ
○	ポリ袋
○	レジ袋
	ジッパー付きビニール袋
○	ゴミ袋
○	蓋つきバケツ
○	スプレー容器
○	蓋つきゴミ箱（足踏み式）
○	簡易トイレ（凝固剤式）
○	ダンボールベッド（簡易ベッド）
○	パーティション

「令和3年5月13日府政防第626号避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第3版）について別紙1」  
P26を参考に作成

## 5 社会福祉施設及び医療機関等との連携

### (1) 福祉避難所の開設・運営に係る連携強化

福祉避難所の開設・運営及び緊急入所等をスムーズに行うには、専門的な人材の確保や福祉機器等の調達、市社会福祉協議会や社会福祉施設及び医療機関等の協力が不可欠であることから、様々な機会を通じて連携を図ります。

### (2) 緊急入所等の対応

福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、専門的な施設への緊急入所等の対応が必要となる場合があることから、市はあらかじめ把握する緊急入所等が可能な施設と協議・連携を図ります。

## 6 指定福祉避難所・協定締結福祉避難所の運営体制の事前整備

### (1) 庁内や協定締結法人等との連携

要配慮者の安否確認、指定避難所でのスクリーニング、福祉避難所への移送及び福祉避難所の開設・運営等の要配慮者の避難支援業務を的確に実施するため、市災害対策本部保健福祉班（以下、「保健福祉班」という。）は庁内や協定締結法人等との連携を図ります。

### (2) 市における「福祉避難所担当職員」の指名

市は、福祉避難所の開設に備え、あらかじめ「福祉避難所担当職員」を指名します。福祉避難所担当職員は、施設における開設準備責任者と連携し、福祉避難所に指定された施設の施設整備状況や避難可能人数等の把握をします。

### (3) 医療型福祉避難所登録者情報の整備

市は、医療型福祉避難所登録者から、事前に情報提供書を受け取り医療型福祉避難所に情報を提供します。また、最新情報確認のため、登録者から毎年情報提供書の提出を求め、医療型福祉避難所に情報を提供します。

## 7 指定福祉避難所・協定締結福祉避難所の開設・運営訓練等の実施

### (1) 開設・運営訓練

市は災害時を想定した図上訓練や福祉避難所の開設・運営訓練について企画・実施をするよう努めるとともに、訓練の実施を通じて得られた結果等を本マニュアルの検証等に活用します。

### (2) 普及啓発

災害発生時等において円滑に福祉避難所が開設・運営できるよう、要配慮者、地域関係者、関係団体等に対して、要配慮者対策、防災対策、福祉避難所の目的・ルール等に関する知識の普及に努めます。

## 第2節 協定締結法人の取組

### 1 「福祉避難所開設準備責任者」の配置

福祉避難所に指定された施設では、施設における福祉避難所の事前準備を総括する「福祉避難所開設準備責任者」（以下、「開設準備責任者」という。）をあらかじめ配置します。開設準備責任者としては、各施設の施設長などがその職を務めます。

なお、災害発生時には、当該開設準備責任者を、福祉避難所の管理者（以下、「施設管理者」という。）とします。

開設準備責任者は、福祉避難所の開設に備え、施設整備状況や備蓄状況の把握、福祉避難所開設準備の進捗管理を行います。

### 2 福祉避難所の整備

#### (1) スペースの確保

施設管理者は、所管する施設ごとに福祉避難所として開設するスペースを確保しておきます。

#### (2) 施設の整備及び物資・器材の備蓄

施設管理者は、市と連携し、福祉避難所設置場所のバリアフリー化や冷暖房設備、情報関連機器等の整備及び福祉避難所に必要な物資・器材の備蓄に努めます。

### 3 職員に対する普及啓発及び訓練等の実施

#### (1) 開設・運営訓練

市や地域が実施する防災訓練等において、可能な限り福祉避難所開設・運営訓練を実施するとともに、独自で行う防災訓練等においても、福祉避難所の開設・運営訓練に取り組むよう努めます。

#### (2) 普及啓発

災害時等における福祉避難所の円滑な開設・運営に向けて、普段から施設職員等に対して、福祉避難所の趣旨等について普及啓発を行います。

## 第3章 災害時における取組

### 第1節 市の取組

#### 1 福祉避難所対象者の把握

##### (1) 指定避難所からの報告（P15 フロー図①②）

市災害対策本部からの指示により、各避難所担当派遣職員（市民班）は、指定避難所に避難してきた人の中に福祉避難所の対象者となる人がいるかどうかをP17の【指定避難所で配慮が必要な避難者を判断する際の指標の例】を参考にして確認し、保健福祉班に報告します。

##### (2) 指定避難所での面談（P15フロー図②）

保健福祉班は、福祉避難所の対象となる人について、各避難所担当派遣職員（市民班）に【スクリーニングシート（様式1）】の表面での調査の指示を行います。指定避難所では、要配慮者の氏名等や【スクリーニングシート（様式1）】の①、②及び【避難者カード（様式1-2）】に記載された構成員のうち要配慮者の付添人について保健福祉班に報告した後、【スクリーニングシート（様式1）】と【避難者カード（様式1-2）】をFAXやメール等で保健福祉班に提出します。

保健福祉班は、避難者の状態確認と福祉避難所の必要度を判断します。

なお、福祉避難所対象者の把握については、避難所開設当初だけでなく、避難所生活の状況に留意し、継続して行います。

#### 2 協定締結福祉避難所の開設

##### (1) 事前確認・開設の要請（P15フロー図③④⑤）

保健福祉班は【スクリーニングシート（様式1）】による調査結果を市災害対策本部に報告し、協定締結福祉避難所の開設の必要性がある場合は、市災害対策本部の指示を仰ぎます。

開設の指示を受けた保健福祉班は、協定締結法人等に対し、電話等で施設の被災状況や収容可能人数等の事前確認を行います。事前確認を踏まえ、協定書第3条に基づき開設・運営事業所へ【福祉避難所開設要請書（様式2）】により要請を行います。

福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣します。当面は24時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず福祉避難所担当職員の交替要員を確保します。また、保健福祉班は開設・運営事業所等からの相談を受け付け、必要に応じて開設・運営事業所の支援を行います。

なお、医療型福祉避難所の開設については、P15フロー図1～4及びP19【医療型福祉避難所利用の流れ】を参考にします。

### 3 協定締結福祉避難所の開設・運営に係る費用

福祉避難所の福祉機器等の供給、人的支援等開設・運営に要した費用については、市災害対策本部が福祉避難所の開設要請をした後であれば、市が負担します。福祉避難所における特別な配慮のために必要となる費用は下記のとおりです。

下記以外に要した費用については、市、協定締結法人と協議します。

- (1) おおむね10人の要配慮者ごとに1人の生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有するもの等）等の配置に要する費用
- (2) 要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達等の器物、日常生活上の支援を行うための紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の費用
- (3) 必要となる食事、特別に必要となった備品、消耗品等の費用

### 4 介助員等の確保

保健福祉班は、協定締結法人に対し、福祉避難所の開設・運営における「介助員」「宿直者」の確保の可否について協議を行い、配置を要請します。

また、応援の必要がある場合は、保健福祉班内で協議し、「市災害対策本部（受援班）」（以下「受援班」という。）を通じて、県等に対して介助員等の派遣を要請します。

### 5 必要物資の確保

保健福祉班は、協定締結法人と調達が必要となる物資について協議を行い、P6の物資・器材、P7の衛生対策物品が必要な場合は、【福祉避難所 物資、器材依頼票（様式6）】を市災害対策本部に提出します。ただし、市が保有していないものについては個別に協議し、受援班を通じて、県に調達を要請します。

### 6 福祉避難所の統廃合及び閉所

#### (1) 統廃合及び閉所

市災害対策本部は、市内の被害状況や保健福祉班の情報を総合的に判断し、福祉避難所の統廃合及び閉所について決定します。決定事項は、保健福祉班に協定締結法人に連絡するよう指示します。

避難者が撤収し、福祉避難所としての役割を終了したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖します。

また、保健福祉班は福祉避難所閉所後、協定締結法人から福祉避難所の開設・運営に要した一切の書類を受け取るとともに、保管します。

#### (2) 関係機関との連携

要配慮者やその家族の状態に十分に注意し、関係機関と連携を図りながら、福祉避難所の統廃合及び閉所を行います。

## 第2節 協定締結法人の取組

### 1 福祉避難所の開設

#### (1) 開設の決定

保健福祉班から福祉避難所の開設要請を受けた協定締結法人は、市災害対策本部からFAX,メール等で提供される様式1の表<sup>表</sup>面、様式1-2を確認し、必要なスペースや人材等の確保について確認し、開設の可否について市災害対策本部に連絡します。

なお、医療型福祉避難所については、P19【医療型福祉避難所利用の流れ】を参考にします。

#### (2) 利用者の送迎

保健福祉班から利用者の受入れの要請があった場合は、その手段について確認を行います。

原則として、移送については、利用者の家族や支援者等が行いますが、特に必要がある場合は、利用者の送迎の調整を行います。

#### (3) 利用者の状況・状態の把握

【福祉避難所避難者名簿（様式3）】を作成し、避難者の情報を把握できるよう、管理します。

なお、様式1（裏<sup>裏</sup>面は協定締結法人で記入）、様式1-2をもってこれに変えることができます。

また、【福祉避難所避難状況報告書（様式4）】を作成し、原則として1日に1回、保健福祉班に提出します。

### 2 福祉避難所の運営

#### (1) 食事の提供

通常の流通ルートが機能している場合や近隣の店舗等の営業がなされている場合は、協定締結法人で食料を購入します。食事の提供に要した費用は市へ請求することができます。食事を提供した場合は【食事提供表（様式7）】を作成します。

協定締結法人による食料の確保が難しい場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、保健福祉班へ【福祉避難所 食料、飲料水依頼票（様式5）】を提出します。また、【福祉避難所 食料、飲料水受払簿（様式5-2）】で管理をします。

#### (2) 物資の調達

通常の流通ルートが機能している場合や近隣の店舗等の営業がなされている場合は、協定締結法人で物資を購入します。物資の調達に要した費用は市へ請求することができます。物資を購入した場合は、【直接支払表（物資関係）（様式8）】に記録するとともに、【調達物資備品台帳（様式9）】を作成し、調達物資を管理します。協定締結法人による物資の調達が難しい場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、保健福祉班へ【福祉避難所 物資、器材依頼票（様式6）】を提出します。また、【福祉避難所

物資、器材受払簿（様式6-2）】で管理をします。

### (3) 生活相談員の配置

おおむね10人の要配慮者ごとに1人の生活相談員を配置し、日常生活上の支援や相談業務等を行います。基本的に施設の既存の職員によるものとしますが、職員による配置が難しい場合は、市と協議します。賃金職員を雇い上げる場合に生じた実費は、市に請求します。

### (4) 介助員等の確保

専門的な人材に不足がある場合は、市と協議します。市は、県や協定を締結している自治体や民間団体・企業等に市災害時受援計画等に基づき、必要な人材の派遣を要請します。賃金職員を雇い上げる場合に生じた実費は、市に請求します。

### (5) 介助員等及び宿直者の勤務状況の把握

介助員等及び宿直者の勤務状況を把握するため、【介助員等・宿直者勤務表（様式10）】を活用し、管理を行います。

### (6) 防疫に関する対応

- ・建物、部屋の入口に消毒液を配置し、手指の消毒を徹底します。
- ・風呂、シャワーの利用について周知します。
- ・生活用水を確保できる場合は、トイレ・手洗い・洗顔・洗髪・洗濯などの生活用水を確保します。
- ・風邪や下痢など体調を崩している人の有無を把握します。
- ・衛生確保の観点から、食器はできるだけ使い捨てとします。
- ・インフルエンザ等の感染症に罹患した避難者その他の避難者の居室空間を区分すること等によりまん延を防止します。
- ・感染症対策については、市避難所運営マニュアル（感染症対策暫定版）を参照のうえ、必要な措置を講じます。

## 3 福祉避難所における要配慮者の支援

### (1) 福祉サービス等の提供

保健福祉班と協力して、要配慮者の健康状態、災害発生前に受けていた福祉サービス及び医療等について把握し、継続して受けることができるよう対応に努めます。

災害により身体的・精神的負担を受け、症状・状態が悪化する可能性もあることから、要配慮者の状態に十分注意するとともに、市と連携を図り、要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供できるよう努めます。

### (2) 緊急入所等の実施

福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所及び緊急ショートステイ等により適切に対応します。

要配慮者の症状の急変等により、医療処置及び治療等が必要となった場合は、医療機関に移送します。

## 4 福祉避難所の統廃合及び閉鎖

### (1) 統廃合及び閉鎖

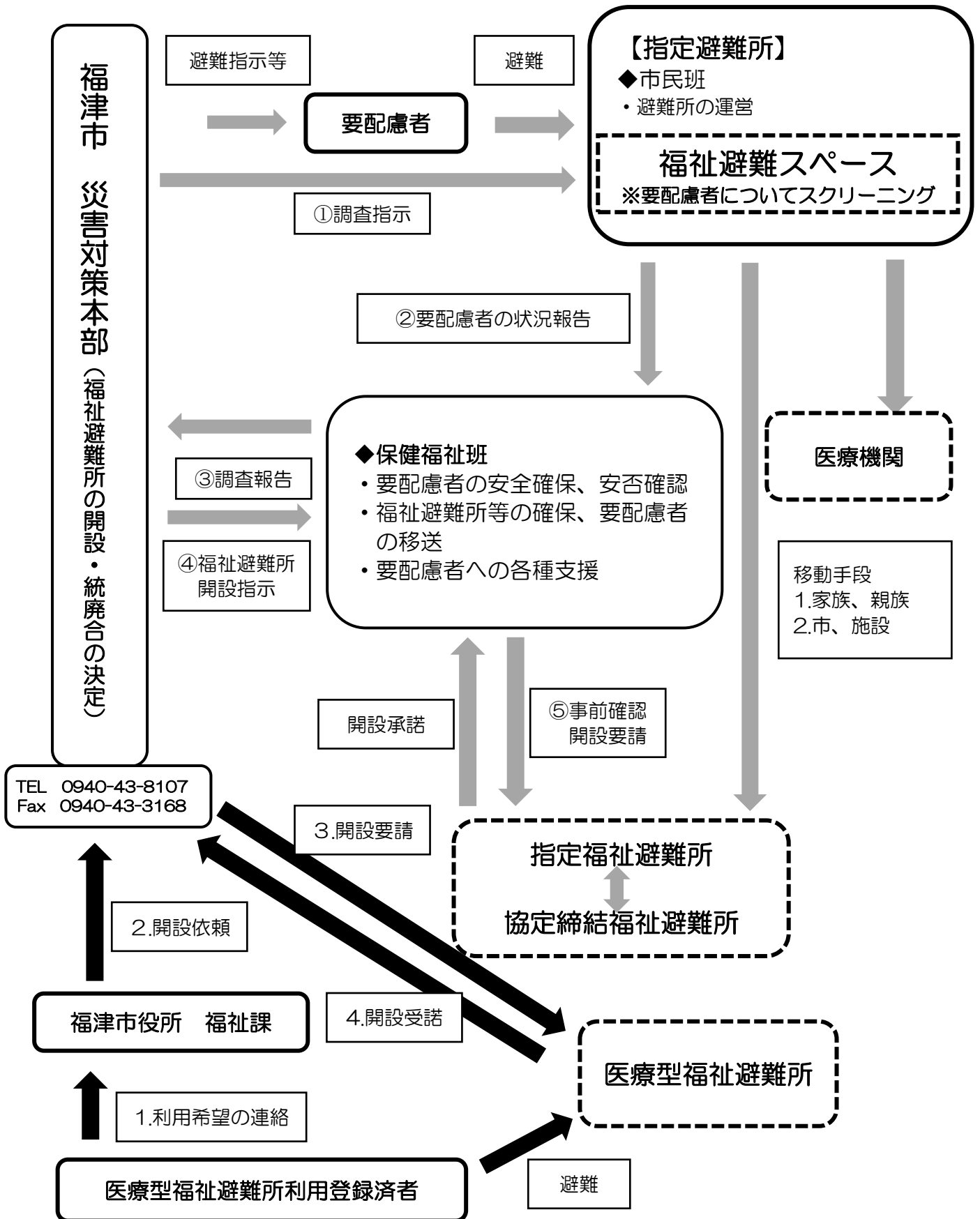
市から福祉避難所の統廃合又は閉鎖の連絡を受けた協定締結法人は、福祉避難所の統廃合又は閉鎖を行います。

### (2) 請求書等の提出

福祉避難所の統廃合又は閉鎖後、開設・運営に要した経費の精算を行い、様式3から様式10までのうち該当するものを添えて、【請求書（様式11）】を市に提出します。経費について疑義が生じた場合は、速やかに市と協議します。



【福祉避難所開設までのフロー図】



## 協定締結福祉避難所の開設から閉鎖までの流れ（イメージ）

（自）時期	項目	協定締結福祉避難所	福津市災害対策本部
平時	事前準備	<p>【平時からの備え】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所開設・運営マニュアル等の確認</li> <li>備蓄や備品等の準備</li> <li>定期的な福祉避難所運営訓練実施等</li> </ul>	<p>【平時からの備え】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所の拡充及び連携</li> <li>要配慮者に考慮した物資・資材の確保</li> <li>福祉避難所の周知等</li> </ul>
発災直後～7日以内	開設要請	<p>①施設職員及び施設利用者の安否確認</p> <p>②施設の被災状況の確認・点検</p>	<p>(1) 要配慮者のスクリーニング実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所等の避難者の中から、指定福祉避難所・協定締結福祉避難所への移送が必要な対象者に実施</li> </ul> <p>(2) 協定締結福祉避難所開設の検討・判断</p> <p>(3) 施設の被災状況の把握</p> <p>(4) 協定締結福祉避難所開設可能施設に「開設要請書」で開設を要請</p>
	受入準備	<p>③避難者受入れの事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難スペースの設定</li> <li>「食料、飲料水依頼票」、「物資、器材依頼票」で必要物資等の要請</li> </ul>	<p>(5) 物資・資材等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設からの要請を受けて、物資の配達、人材の派遣</li> </ul>
	受入開始	<p>④避難者受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の受入れについて市と調整</li> <li>避難者名簿を作成して受入れを開始</li> </ul> <p>⑤福祉避難所担当職員と協力し、避難者の支援の実施</p>	<p>(6) 要配慮者の受入要請及び移送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の受入れ以を要請</li> <li>受入れ可能な要配慮者を移送。必要に応じて、施設にも協力を要請</li> </ul> <p>(7) 福祉避難所担当職員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難者の相談窓口、避難者の状況確認、要望等の把握</li> </ul>
	避難所運営	<p>⑥避難所運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要物資の要請・受入等</li> <li>支援サービスの提供</li> <li>ボランティア等の要請・受入</li> </ul>	<p>(8) 物資・人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設から要請を受けて、物資の調達・配達、人材の派遣</li> </ul>
	閉鎖準備	<p>⑦避難者の退所調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市災害対策本部と協力しながら、避難者の退所に向けた協議の実施</li> </ul>	<p>(9) 避難者の退所調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設と調整しながら、避難者の対処に向けた関係機関との調整の実施</li> <li>必要に応じて避難所統廃合の検討</li> </ul>
	統廃合または閉鎖	<p>⑧福祉避難所の統廃合または閉鎖</p>	<p>(10) 福祉避難所の統廃合または閉鎖の連絡</p>
閉鎖後	費用請求	<p>⑨運営費の整理・請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>費用にかかった人件費、備品等の経費の請求</li> </ul>	<p>(11) 運営費用の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設から請求を受けて、運営にかかった人件費、備品等の経費の支払い</li> </ul>

## 【指定避難所で配慮が必要な避難者を判断する指標の例】

### (1) 介護認定

介護予防の日常生活支援総合事業の事業対象者	(3) 質問事項①～④へ
要支援 1、2	
要介護 1 (普段介護している家族が付き添える場合)	
要介護 1 (普段介護している家族が付き添えない場合)	福祉避難所の可能性大
要介護 2	指定避難所ではかなり困難、福祉避難所の可能性大
要介護 3、4、5	福祉避難所へ

### (2) 障がい

肢体不自由	(3) 質問事項①～④へ
視聴覚、精神、療育	(3) 質問事項⑤へ

### (3) 質問事項

質問内容	該当項目に○	判断結果
①床、畳から立ち上げられる	ア. 介助があれば可能	1
	イ. イスからの立ち上がりであれば可能	1
	ウ. 困難(車イス利用者など)	3
②歩くときに道具を使う	ア. 手すりや壁などにつかまる	1
	イ. 杖を使う	1
	ウ. 歩行器を使う	2
	エ. 車イスを使う	2
③臥床する、横になる	ア. 畳や床でも介助があれば可能	1
	イ. ベッドが必要	3
④排泄	ア. 洋式トイレで可能	0
	イ. 障がい者用トイレがあれば可能	1
	ウ. ポータブルトイレがあれば可能 (常時・夜間のみ)	3

#### 【最大の数字が判断結果】

1. イスが使用できる部屋を使用      2. 車イスが使用できる部屋を使用      3. ベッドが使用できる部屋を使用

#### ⑤コミュニケーション、情報伝達等について該当するものにチェック

筆談      手話      音声による伝達のみ      発語、言語に障がいがある  
光や音への刺激過敏、他人とのコミュニケーションが困難      個室での対応が必要

①～⑤の質問内容について介助が必要であり、その介助を行う人がいない

福祉避難所への避難の可能性大(避難については市災害対策本部に指示を仰ぐ)

#### (4) その他の要配慮者

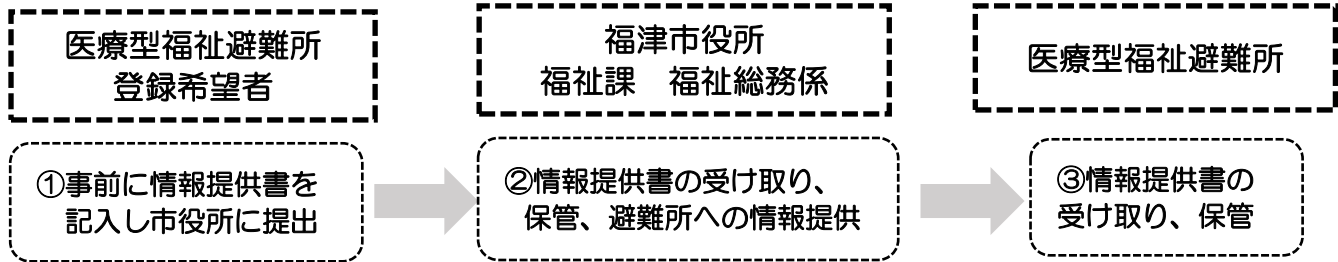
≪ 指定避難所で、福祉避難スペース、福祉避難所、病院等への移送が必要な避難者を判断する指標の例 ≫

①会話の可否	会話できない（意識なし） →	病院
	会話が成立しない（混乱している） →	福祉避難スペース（個室）
②出血の有無の程度	圧迫しても止血ができない →	病院
③搬送方法	単独での歩行ができない →	福祉避難所または 福祉避難スペース（個室）
④表情を確認	痛い、苦しい →	病院または 福祉避難スペース（個室）
	強い不安、パニック →	福祉避難スペース（個室）
⑤白杖、補聴器、 酸素ボンベの有無	酸素ボンベ →	病院または医療型福祉避難所 （登録者のみ）
	白杖、補聴器等福祉介護用具 →	福祉避難スペース（個室）
⑥世代を確認	乳幼児、障がい児等 →	福祉避難スペース（個室）
⑦妊娠の有無	妊産婦（強い張り・腰痛あり） →	病院
	妊産婦 →	福祉避難スペース（個室）
⑧付き添いの有無	①～⑦で1つでも右の項目に該当するものがある場合で、付添人なし	福祉避難所または福祉避難スペース（個室）または病院

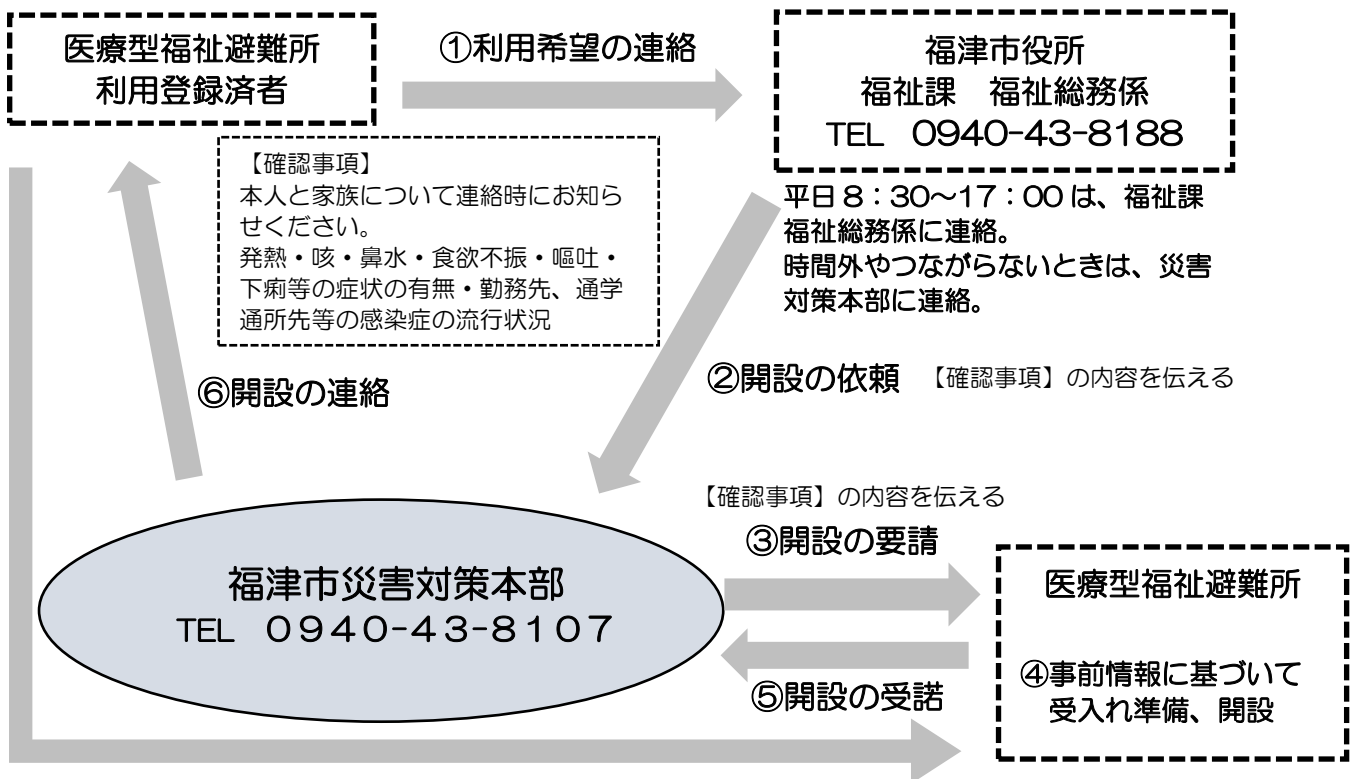
## 【医療型福祉避難所利用の流れ】

※対象者は、人工呼吸器や酸素供給装置、たんの吸引や経管栄養など常時何らかの医療的ケアが必要な人

《事前の準備 ※最新情報確認のため毎年更新》



## 災害発生 ※指定避難所開設



⑦出発時刻を避難所に連絡し、介護者とともに避難所へ避難



## <資料集>

資料1 福祉避難所の設置・運営に関するQ&A	22
資料2 協定書（福祉避難所）	25
資料3 協定書（医療型福祉避難所）	28
資料4 指定避難所等	31
資料5 福祉避難所	32
資料6 様式集	33

## 福祉避難所の設置・運営に関するQ&A

### 1 開設に関すること

質問	回答
福祉避難所を開設している間は、通常の事業は実施できますか？	設定した定員分の避難者用スペースが確保され、かつ、事業に支障が生じない限り、福祉避難所を開設しながら事業を継続あるいは再開することは構いません。
開設時間帯・期間はどのくらいですか？	開設時間は24時間となります。 開設の始期は、災害発生後、開設の要請を受け、受入態勢が整った時となります。 避難所の開設期間は、避難者数の状況にもよりますが、災害の規模によっては長期に及び場合も考えられます。このような場合は、開設期間の延長について避難所管理者と協議して決定していくこととなります。

### 2 事業内容に関すること

質問	回答
避難所として必要な物資（毛布・食料・仮設トイレ等）は、事業者が用意するのですか？	福祉避難所を設置する協定締結法人が食料の提供をしたり、生活必需品の支給ができるようであれば、それらについても福祉避難所業務に含めていただくこととなります。 この場合、食料や生活必需品は必ずしも事前の備蓄に限ることなく、災害発生後に普段の取引業者や近隣の店舗等から流通物資を調達していただくことも想定しています。 また、実際に事業者が食料や生活必需品の支給をした場合には、そのための経費を福祉避難所の運営経費に含めて市が全額負担するものとします。
福祉避難所の開設・管理に必要な職員は、協定締結法人が配置するのですか？	施設管理者が施設管理をするため、職員等の中から常時1人以上を配置してください。
避難所として配置する職員は何人くらいを想定しているのですか？	施設管理を目的とした当直者を想定しているため、最低1人以上の配置が必要と考えています。昼夜通して避難所管理要員として配置する必要があることから、管理職や職員による交替勤務、超過勤務などで対応するか、緊急にパート等を雇い上げるか、法人内部の他事業所等からの応援を受けるかなど、状況に応じた可能な限りの対応を想定しておく必要があると考えています。
施設の宿直者が、福祉避難所の当直を兼務することは可能ですか？	可能です。ただし、特段の事情がない限り経費の負担は発生しないことになると考えられます。



質 問	回 答
<p>福祉避難所への避難の対象者は、高齢者や障がいのある人等通常の避難所で生活することが難しい方だと思いますが、協定締結法人の行う管理業務の範囲は、単に鍵の管理等のみではなく、避難者への相談員及び介助員等を配置し日常生活上の支援まで行うのですか？</p>	<p>福祉避難所の対象者は、身体等の状況や医療面でのケアの必要性から施設入所等に至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者と想定しています。</p> <p>また、対象者を介助する人についても、対象者本人とともに福祉避難所に避難させることができるとしています。福祉避難所の設置のねらいは、主として車いす利用者や一人で移動することが困難な人など、通常の避難所となる学校の体育館などでは段差があってトイレに行けないような人のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護機能までも期待しているものではありませんが、介助員の配置が必要な状況になれば、通常の避難所と同様、市災害対策本部へ派遣要請していただくこととなります。</p> <p>要配慮者をおおむね10人以上受入れる場合には、被災した要配慮者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整を行うための相談員1人を配置できる費用を市が負担します。</p>
<p>災害が発生してからすぐに新たに職員を雇用することは無理だと思いますが、協定締結法人で職員を配置できない場合は、市から配置してもらえるのですか？</p>	<p>施設管理者側が配置に必要な職員等を確保できない場合は、福祉避難所の開設はできないと考えていますが、状況に応じて市で対応する場合があります。</p>
<p>配置する職員の資格要件等がありますか？（看護師・ヘルパー等）</p>	<p>福祉避難所に配置する職員は、施設管理を目的としており特に資格要件はありません。</p>

### 3 費用に関すること

質 問	回 答
<p>協定締結法人が職員を配置するとした場合、開設・管理に必要な人件費等の費用は、市が負担してくれるのですか？</p>	<p>福祉避難所としての運営に要する費用は、人件費を始めとした実費（区分が不明確な経費は合理的な積算方法により算出された金額）を、市が全額支払うこととしています。</p>
<p>避難者に対して、緊急入所やショートステイ等のサービスを実施した場合の費用も、市は負担してくれるのですか？</p>	<p>緊急入所、緊急ショートステイ等による対応で生じた費用については、介護保険制度等の福祉各法による対応となります。</p>

#### 4 その他

質 問	回 答
<p>通常の避難所において、福祉避難所の対象者が振り分けられるとのことですが、それは誰がどのように行うのですか？</p>	<p>当該避難所に配置される各避難所担当派遣職員（市民班）の報告により、保健福祉班が調査面談を実施し、福祉避難所の対象者に該当するか否かを判断することを原則としています。</p>
<p>災害が原因で、事業者が配置した職員にケガや死亡、障がいが残った場合、労災の適用にならないため、何らかの対応が必要となりますが、その場合の補償等はどうなるのですか？</p>	<p>自然災害が直接の原因で死亡したり、負傷して労災の適用がない場合は、災害救助法における協力命令を受けた者に対する扶助金の支給、あるいは災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給が、一定の条件の下で可能と考えています。</p>
<p>福祉避難所において、止むを得ず避難者を介助していた際に、避難者がケガをした場合はどうなりますか？</p>	<p>福祉避難所の事業に介護までは求めていないものの、現実問題としてやむをえず行われた介助について福祉避難所の事業の一環として行われた行為であることは否定するものではありません。</p> <p>事業者の正当な事業遂行に伴う利用者に対する賠償責任の有無と捉えるべきと考えますが、すでに加入している保険において対象に含まれるかどうかを、保険会社に確認してください。</p>

## 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

福津市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、高齢者や障がい者等であって、市が指定する一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該福祉避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（福祉避難所の名称及び位置）

第2条 福祉避難所を設置する施設の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

名称	位置

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害発生時において、要配慮者の存在を把握した場合は、乙に対し、要配慮者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

3 甲は、要配慮者の受入れを要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 親族などの住所、氏名、連絡先等

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の管理運営にあつては、第6条各号に掲げる経費について、「福祉避難所の設置運営、介助員等に要する人件費及び要配慮者に要する食費に関する届出書」（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

(1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援

(2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保

(3) 福祉避難所の管理運営に係る報告及び経費に係る請求（第6条第3号に掲げる経費については、甲乙協議の上で決定する。）

（開設期間）

第5条 第3条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上延長できるものとする。

（管理運営に係る経費）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した経費であって、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

- (1) 要配慮者の介助等に要する人件費
- (2) 要配慮者に要する食費
- (3) その他、甲乙協議の上で必要と認められる経費  
(要配慮者の移送)

第7条 要配慮者の福祉避難所への移送は、原則として要配慮者の家族が自主防災組織や他の避難者の協力を得て行う。

2 甲乙は、必要に応じて協議の上、要配慮者の移送方法を確保する。  
(個人情報の保護)

第8条 甲、乙、介助員、協定締結法人等の関係者は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。  
(協定の有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。  
(協議)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

(甲) 所在地	福津市中央一丁目1番1号
名称	福津市
代表者氏名	福津市長

(乙) 所在地	
名称	

別記様式（第4条関係）

福祉避難所の設置運営、介助員等に要する人件費  
及び要配慮者に要する食費に関する届出書

福祉避難所名	
<p>(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間）</li> <li>・夜勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間）</li> <li>・宿直 _____ 円 / 回</li> <li>（計） _____ 円</li> </ul>	
<p>(2) 要配慮者に要する食費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食 _____ 円 / 食</li> <li>・昼食 _____ 円 / 食</li> <li>・夕食 _____ 円 / 食</li> <li>（計） _____ 円 / 食</li> </ul>	
<p>(3) その他、甲乙協議の上で必要と認められる経費 <span style="float: right;">実費相当額</span></p>	

福津市長 宛

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

印

## 災害発生時における要配慮者等福祉避難所の設置運営に関する協定

福津市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害発生時において、避難所での生活において特別な配慮を要する高齢者、障がい者（児）または乳幼児（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する医療施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所を設置する施設の名称及び所在地は、次に掲げるとおりとする。

名 称	所 在 地

（避難対象者）

第3条 災害発生時に乙が受け入れる避難対象者は、原則として、福津市内在住の医療的看視を必要とする高齢者、障がい者（児）または乳幼児とする。

（要配慮者等の受入れ等）

第4条 甲は、第3条に規定する避難対象者で、かつ甲が設置する避難所等での避難生活が困難であると判断した要配慮者等について、乙に対して受入を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（管理運営）

第5条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第7条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

（1）要配慮等への相談等に応じる職員及び介助員等（以下「介助員等」という。）の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活の支援

（2）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（3）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に関する請求（第7条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第6条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、原則として開設から7日以内とする。

ただし、特段の事情のあるときは甲乙協議の上延長できるものとする。

（費用等）

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（2）要配慮者に要する食費

（3）その他、甲乙協議の上で必要と認められる経費

(要配慮者の移送)

第8条 要配慮者の福祉避難所への移動は、原則としてその家族等の協力を得て、自身の責任において行うものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は、当該協力要請に応えるものとする。

(個人情報保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定締結期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定締結後1年とし、甲乙いずれかにより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 所在地 福津市中央一丁目1番1号  
名称 福津市  
代表者氏名 福津市長

(乙) 所在地  
名称  
代表者氏名

別記様式（第7条関係）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費  
及び要配慮者に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
<p>(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間）</li> <li>・夜勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間）</li> <li>・宿直 _____ 円 / 回</li> </ul>	
<p>(2) 要配慮者に要する食費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食 _____ 円 / 食</li> <li>・昼食 _____ 円 / 食</li> <li>・夕食 _____ 円 / 食</li> <li>（計） _____ 円 / 食</li> </ul>	
<p>(3) その他、甲乙協議の上で必要と認められる経費 <span style="float: right;">実費相当額</span></p>	

福津市長 宛

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

印



## 指定避難所等

指定緊急 避難場所	施設名	所在地
	(学校関係)	
	勝浦小学校	勝浦2255
指定	上西郷小学校	内殿591-4
指定	神興小学校	東福間6-4-1
	神興東小学校	東福間6-4-1
	津屋崎小学校	津屋崎8-4-1
指定	福間小学校	西福間2-4-1
指定	福間南小学校	福津市日蒔野4-11-2
	津屋崎中学校	津屋崎1-5-16
	福間中学校	花見が丘2-10-1
指定	福間東中学校	津丸663
	県立光陵高等学校	光陽台5
	県立水産高等学校	津屋崎4-46-14
	(公共施設等)	
指定	福津市文化会館「カメラアホール」	津屋崎1-7-2
	福津市中央公民館	手光2222
指定	宮司コミュニティセンター	宮司浜2-15-1
	福間体育センター	西福間2-9-1
	津屋崎体育センター	津屋崎1-5-1
	福津市立図書館	中央1-1-2
指定	健康福祉総合センター「ふくとびあ」	手光南2-1-1
指定	あんずの里農林業体験実習館	勝浦1667-1

(平成28年度福津市の福祉統計と社会資源、福津市防災マップによる)

※令和6年2月1日時点

## 福祉避難所

	施設名	法人名	住所	
指定福祉避難所	福津市中央公民館		福津市手光 2222 番地	
	福津市健康福祉総合センター ふくとびあ		福津市手光南 2 丁目 1 番 1 号	
	複合文化センター 福津市文化会館カメラアホール		福津市津屋崎 1 丁目 7 番 2 号	
協定締結福祉避難所	高齢者施設	特別養護老人ホーム 筑前顕慈園	社会福祉法人 南十字福祉会	福津市上西郷 734 番地の 3
		介護老人保健施設 ナーシング・ケア宗像	社会福祉法人 南十字福祉会	福津市上西郷 734 番地の 3
		地域密着型特別養護老人ホーム けんじえん	社会福祉法人 南十字福祉会	福津市上西郷 827 番地の 2
		介護老人保健施設 水光苑	社会医療法人 水光会	福津市日蒔野 5 丁目 7 番地の 2
		特別養護老人ホーム 津屋崎園	社会福祉法人 北筑前福祉会	福津市奴山 1174 番地
	障害者施設	指定障害者支援施設 昭和学園	社会福祉法人 玄洋会	福津市奴山 616 番地
		多機能型事業所 福間サンテラス	社会福祉法人 サンテラス福祉会	福津市手光 2274 番地の 11
		生活介護・日中一時支援事業所 サンドリームつやざき	社会福祉法人 起生会	福津市生家 1774 番地
		共同生活介護・短期入所事業所 シーサイドヒルつやざき	社会福祉法人 起生会	福津市生家 1773 番地の 2
		共同生活介護事業所 シーサイドヒルつやざき WEST	社会福祉法人 起生会	福津市生家 1773 番地の 2
		就労継続支援 B 型事業所 アトリエ夢工房	社会福祉法人 起生会	福津市津屋崎 3 丁目 716 番地の 1
	医療機関	宗像水光会総合病院	社会医療法人 水光会	福津市日蒔野 5 丁目 7 番地の 1
		宗像医師会病院	一般社団法人 宗像医師会	宗像市田熊 5 丁目 5 番 3 号
		蜂須賀病院	医療法人 庄正会	宗像市野坂 2650 番地

※令和 6 年 2 月 1 日時点